

【医療費助成】付加給付制度について

【付加給付制度とは】

- ・付加給付制度とは、企業などの健康組合や共済組合において、1 か月間の医療費の自己負担限度額を決めておき、限度額を超過した費用を払い戻す制度のことを言います。高額療養費の上限よりも低い金額を自己負担の上限額に設定している場合、一定額を超えた分が付加金としてプラスで給付されます。
- ・付加給付制度における自己負担限度額は健康保険組合によって異なりますので、ご加入されている保険事業所にお問い合わせください。尚、国民健康保険には付加給付制度がありません。

保険番号の上 2 桁が、「06」または「31, 32, 33, 34」「72, 73, 74, 75」の場合該当する可能性があります。



法別番号

法別番号	医療保険の分類	医療保険の名称	法別番号	医療保険の分類	医療保険の名称
なし	国民健康保険	国民健康保険	33	社会保険	警察共済組合
01	社会保険	全国健康保険協会（協会けんぽ）	34	社会保険	公立学校共済組合 日本私立学校振興 共済事業団
02	社会保険	船員保険	39	後期高齢者医療制度	高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付
03	社会保険	日雇特例被保険者の保険（一般療養）	63	社会保険	特定健康保険組合（特例退職被保険者）
04	社会保険	日雇特例被保険者の保険（特別療養費）	67	国民健康保険	国民健康保険法による退職者医療
06	社会保険	組管掌健康保険	72	社会保険	国家公務員特定共済組合
07	社会保険	防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付	73	社会保険	地方公務員等特定共済組合
31	社会保険	国家公務員共済組合	74	社会保険	警察特定共済組合
32	社会保険	地方公務員等共済組合	75	社会保険	公立学校特定共済組合 日本私立学校振興 共済事業団

- ・エムガルティ初回の2本使用と、アジヨビ3本使用、在宅自己注射で2本以上の処方があった場合は自己負担が高額になるので該当する可能性があります。